【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年３月15日
【四半期会計期間】	第13期第２四半期（自　平成23年11月１日　至　平成24年１月31日）
【会社名】	株式会社ビットアイル
【英訳名】	Bit-isle Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼ＣＥＯ　寺田 航平
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目５番５号
【電話番号】	03-5782-8721（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　深井 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目５番５号
【電話番号】	03-5782-8721（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　深井 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第２四半期 連結累計期間	第13期 第２四半期 連結累計期間	第12期
会計期間	自平成22年 ８月１日 至平成23年 １月31日	自平成23年 ８月１日 至平成24年 １月31日	自平成22年 ８月１日 至平成23年 ７月31日
売上高（千円）	5,636,372	7,007,742	11,949,376
経常利益（千円）	810,955	1,181,274	1,732,020
四半期（当期）純利益（千円）	439,354	660,757	903,793
四半期包括利益又は包括利益（千円）	439,998	659,109	904,789
純資産額（千円）	6,634,850	7,661,487	7,163,623
総資産額（千円）	29,245,739	29,137,706	27,761,602
１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	13.40	20.00	27.52
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	13.18	19.47	26.96
自己資本比率（％）	22.3	25.7	25.3
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	1,702,446	2,066,738	3,830,965
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△442,533	532,580	△3,499,094
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△1,054,233	△1,821,434	△1,240,407
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（千円）	4,570,422	4,242,931	3,456,206

回次	第12期 第２四半期 連結会計期間	第13期 第２四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年11月１日 至平成23年１月31日	自平成23年11月１日 至平成24年１月31日
１株当たり四半期純利益金額（円）	7.60	8.99

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には消費税等は含んでおりません。
３．第12期第２四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年６月30日）を適用し、遡及処理しております。
４．当社は、平成23年12月５日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年２月１日付をもって、普通株式１株を200株に分割するとともに、１単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用いたしました。
５．第13期第１四半期連結累計期間から１株当たり四半期（当期）純利益金額の算定にあたり、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号 平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号 平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号 平成22年６月30日）を適用しております。
当該会計方針の変更は遡及適用され、第12期第２四半期連結累計期間及び第12期連結会計年度の１株当たり四半期（当期）純利益及び潜在株式調整後四半期（当期）純利益金額について遡及処理しております。

２【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第２四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

第２四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響等による落ち込みから回復の動きが見られたものの、長期化する円高の進行や厳しい雇用情勢等に加え、欧州債務問題を起因とした国際金融不安の拡大懸念や、比較的堅調に推移してきた中国経済の成長鈍化等に見られる世界的な景気後退懸念の拡大等、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、国内ＩＴアウトソーシングサービス市場に関しましては、平成22年に２兆7,016億円であった市場規模がその後５年間年平均成長率3.5%で推移し、平成25年には３兆1,555億円となることが見込まれております（矢野経済研究所）。ＩＴアウトソーシングサービスは、利用者側にとってはコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスを提供することができる企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。また、当社グループの中核サービスであるｉＤＣサービスと相関性の高いデータセンター市場に関しましては、平成22年に9,526億円であった市場が、クラウドコンピューティングやＳａａＳ等新たなサービス需要の高まり等により平成23年には１兆221億円に、平成24年には１兆1,488億円に達すると見込まれ、その後も10%程度の成長が見込まれております（IDC Japan）。

このような環境の下、当社グループは当第２四半期連結累計期間も引き続きｉＤＣサービスの販売を進めることによりデータセンターの稼動率を高めるとともに、レンタルやクラウドサービスを中心としたマネージドサービスの収益も拡大するなど、ｉＤＣサービス、マネージドサービスが順調に推移した結果、当第２四半期連結累計期間の売上高は7,007百万円（前年同期比24.3%増加）、営業利益1,329百万円（前年同期比38.3%増加）、経常利益1,181百万円（前年同期比45.7%増加）となり、四半期純利益は660百万円（前年同期比50.4%増加）となりました。

＜ｉＤＣサービス＞

ｉＤＣサービスにおきましては、堅調な市場環境に応え得る拡張性のあるスペースと十分な受電能力を備えたデータセンターを基盤に、引き続き営業体制を整備・強化した結果、当第２四半期連結会計期間末において稼動ラック数は4,201ラック（前年同期比20.3%増加）となり、売上高、顧客数ともに着実な積み上げを達成することができました。その結果、ｉＤＣサービスの当第２四半期連結累計期間の売上高は5,004百万円（前年同期比19.1%増加）となりました。

＜マネージドサービス＞

マネージドサービスにおきましては、クラウドサービスの強化を行ったことやレンタルサービスの販売が増加したこと等により、売上面・収益面のいずれも向上いたしました。

その結果、マネージドサービスの当第２四半期連結累計期間の売上高は1,486百万円（前年同期比53.7%増加）となりました。

＜ソリューションサービス＞

ソリューションサービスにおきましては、第１四半期連結累計期間に引き続き100%子会社株式会社ビットサーフにおけるグループ外向けの人材サービス提供が好調だった結果、ソリューションサービスの当第２四半期連結累計期間の売上高は516百万円（前年同期比10.7%増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第２四半期連結会計期間末における総資産は29,137百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,376百万円増加しました。これは本社移転に伴う設備投資やデータセンター等の設備投資による有形固定資産の増加2,847百万円、データセンター建物、設備等の減価償却による減少1,444百万円等が主な要因であります。

当第２四半期連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末に比べ878百万円増加し21,476百万円となりました。これは借入金残高の減少1,081百万円、未払金の増加1,528百万円及び前受金の増加416百万円等が主な要因であります。

当第２四半期連結会計期間末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ497百万円増加し7,661百万円となりました。これは剰余金の配当230百万円及び四半期純利益660百万円が主な要因であります。この結果、自己資本比率は25.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第２四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ786百万円増加し、4,242百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、2,066百万円（前年同期は1,702百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益1,181百万円、減価償却費1,502百万円及び未払金の減少513百万円等の要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、532百万円（前年同期は442百万円の使用）となりました。これはデータセンター等に係る有形固定資産の取得による支出164百万円、データセンター等の設備を一部リース会社に売却した際の有形固定資産の売却による収入696百万円等の要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、1,821百万円（前年同期は1,054百万円の使用）となりました。これは主に、借入れによる収入370百万円、借入金の返済による支出1,451百万円、リース債務の返済による支出541百万円及び配当金の支払229百万円等の要因によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第２四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	545,000
計	545,000

（注）平成23年12月５日開催の取締役会決議に基づき、平成24年２月１日付で普通株式１株につき200株に分割するとともに、普通株式の単元株数を100株とする単元株制度を採用いたしました。これに伴い、発行可能株式総数は108,455,000株増加し109,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数（株）（平成24年１月31日）	提出日現在発行数（株）（平成24年３月15日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	168,897	33,783,400	大阪証券取引所 ＪＡＳＤＡＱ （スタンダード）	当社は平成24年２月１日より単元株制度を採用しており、単元株式数は100株であります。
計	168,897	33,783,400	―	―

（注）１．平成23年12月５日開催の取締役会決議に基づき、平成24年２月１日付で普通株式１株につき200株に分割するとともに、普通株式の単元株数を100株とする単元株制度を採用いたしました。これに伴い、発行済株式数は33,610,503株増加しております。

２．「提出日現在発行数」欄には、平成24年３月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第２四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第10回新株予約権　Ａプラン

決議年月日	平成23年12月５日
新株予約権の数（個）	241
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	241（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１
新株予約権の行使期間	平成25年12月21日から 平成33年12月４日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　１ 資本組入額 １
新株予約権の行使の条件	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）２
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数　＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

２．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

３．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

③平成23年12月21日から平成25年12月20日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、80,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式１株当たりの再編後払込金額を１円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

②第10回新株予約権　Bプラン

決議年月日	平成23年12月５日
新株予約権の数（個）	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１
新株予約権の行使期間	平成23年12月21日から 平成53年12月４日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　１ 資本組入額 １
新株予約権の行使の条件	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）２
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数　＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

２．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

①新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

②上記①にかかわらず新株予約権者が平成53年11月４日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成53年11月５日から平成53年12月４日までの間に限り新株予約権を行使できる。

③後記３①に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

④本新株予約権者が平成26年11月30日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ケ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる１個未満の端数は切り捨てるものとする。

⑤新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑥新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

⑦新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑧その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

３．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式１株当たりの再編後払込金額を１円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

③第10回新株予約権　Ｃプラン

決議年月日	平成23年12月５日
新株予約権の数（個）	970
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	970（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	185,935（注）２
新株予約権の行使期間	平成25年12月21日から 平成33年12月４日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　185,935 資本組入額　92,968
新株予約権の行使の条件	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）３
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数　＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後１株当たり払込金額＝調整前１株当たり払込金額×（１／分割・併合の比率）

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

３．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

③平成23年12月21日から平成25年12月20日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、80,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成23年11月１日～平成24年１月31日（注）１	127	168,897	7,297	2,745,394	7,297	1,680,454

（注）１．新株予約権の行使による増加であります。
２．平成24年２月１日付をもって、１株を200株に株式分割するとともに、100株を１単元とする単元株制度を採用しております。これにより、発行済株式総数が33,610,503株増加し33,779,400株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成24年１月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川２丁目６－10	34,100	20.18
寺田 航平	東京都品川区	28,500	16.87
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南２丁目17－１	16,800	9.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目11－３	11,568	6.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－11	9,719	5.75
寺田 保信	東京都世田谷区	9,365	5.54
天野 信之	東京都大田区	3,260	1.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041 （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U.K. （東京都中央区日本橋３丁目11－１）	2,751	1.62
清田 卓生	神奈川県藤沢市	2,615	1.54
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK （東京都中央区日本橋３丁目11－１）	2,451	1.45
計	－	121,129	71.71

（注）１．上記のほか、自己株式が3,422株あります。
２．インベスコ投信投資顧問株式会社から、平成24年２月７日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年１月31日現在で9,048株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第２四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、インベスコ投信投資顧問株式会社の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
大量保有者　インベスコ投信投資顧問株式会社
住所　東京都港区六本木六丁目10－１ 六本木ヒルズ森タワー
保有株券等の数 株式 9,048株
株券等保有割合 5.36%

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成24年１月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 3,422	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 165,475	165,475	―
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	168,897	―	―
総株主の議決権	―	165,475	―

②【自己株式等】

平成24年１月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(％)
株式会社ビットアイル	東京都品川区東品川２丁目５－５	3,422	―	3,422	2.03
計	―	3,422	―	3,422	2.03

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期連結会計期間（平成23年11月１日から平成24年１月31日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成23年８月１日から平成24年１月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成23年７月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成24年１月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,456,206	2,943,027
売掛金	601,838	619,830
その他	1,047,587	1,591,574
貸倒引当金	△8,411	△9,128
流動資産合計	5,097,220	5,145,303
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	15,265,853	14,896,951
機械及び装置（純額）	250,402	315,335
工具、器具及び備品（純額）	1,317,464	1,362,571
リース資産（純額）	3,061,505	3,113,419
建設仮勘定	135,908	1,745,769
有形固定資産合計	20,031,134	21,434,047
無形固定資産		
のれん	163,709	142,597
その他	287,660	276,755
無形固定資産合計	451,370	419,352
投資その他の資産		
投資有価証券	257,006	252,006
差入保証金	945,922	930,174
その他	1,061,268	1,038,566
貸倒引当金	△82,320	△81,744
投資その他の資産合計	2,181,876	2,139,002
固定資産合計	22,664,381	23,992,403
資産合計	27,761,602	29,137,706

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成23年７月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成24年１月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	190,000	170,000
1年内返済予定の長期借入金	6,014,540	3,070,900
リース債務	955,032	1,017,843
未払金	882,541	2,411,199
未払法人税等	588,968	536,716
賞与引当金	77,015	87,053
前受金	811,249	1,227,382
その他	194,284	150,258
流動負債合計	9,713,632	8,671,355
固定負債		
長期借入金	8,727,060	10,608,780
リース債務	2,157,287	2,148,236
その他	―	47,847
固定負債合計	10,884,347	12,804,864
負債合計	20,597,979	21,476,219
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,732,738	2,745,394
資本剰余金	1,667,798	1,680,454
利益剰余金	2,900,072	3,323,163
自己株式	△274,095	△256,132
株主資本合計	7,026,513	7,492,880
新株予約権	135,083	163,228
少数株主持分	2,026	5,378
純資産合計	7,163,623	7,661,487
負債純資産合計	27,761,602	29,137,706

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成22年８月１日 至　平成23年１月31日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日)
売上高	5,636,372	7,007,742
売上原価	4,047,066	4,853,037
売上総利益	※ 1,589,306	※ 2,154,705
販売費及び一般管理費	628,294	825,463
営業利益	961,011	1,329,241
営業外収益		
受取利息	8,089	8,266
その他	1,635	2,893
営業外収益合計	9,724	11,160
営業外費用		
支払利息	159,771	159,127
その他	8	―
営業外費用合計	159,780	159,127
経常利益	810,955	1,181,274
特別損失		
固定資産除却損	48,366	―
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,087	―
特別損失合計	50,453	―
税金等調整前四半期純利益	760,501	1,181,274
法人税等	320,502	522,165
少数株主損益調整前四半期純利益	439,998	659,109
少数株主利益又は少数株主損失（△）	643	△1,647
四半期純利益	439,354	660,757

【四半期連結包括利益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成22年８月１日 至　平成23年１月31日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	439,998	659,109
四半期包括利益	439,998	659,109
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	439,354	660,757
少数株主に係る四半期包括利益	643	△1,647

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成22年８月１日 至　平成23年１月31日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	760,501	1,181,274
減価償却費	1,216,390	1,502,164
のれん償却額	9,654	21,112
株式報酬費用	17,490	33,860
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△11,217	140
賞与引当金の増減額（△は減少）	13,088	10,038
受取利息	△8,089	△8,266
支払利息	159,771	159,127
固定資産除却損	48,366	―
売上債権の増減額（△は増加）	△94,368	△17,094
前受金の増減額（△は減少）	△99,670	416,133
未払金の増減額（△は減少）	△14,380	△513,330
その他	110,230	14,980
小計	2,107,767	2,800,139
利息及び配当金の受取額	555	1,079
利息の支払額	△160,813	△158,804
法人税等の支払額	△245,063	△575,676
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,702,446	2,066,738
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△273,044	△164,590
有形固定資産の売却による収入	115,955	696,324
無形固定資産の取得による支出	△30,205	△33,613
投資有価証券の取得による支出	△46,480	―
関係会社株式の取得による支出	△30,000	―
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △170,194	―
事業譲受による支出	△9,780	―
貸付金の回収による収入	90	1,730
差入保証金の差入による支出	△500	△84,781
差入保証金の回収による収入	1,742	117,511
その他	△115	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	△442,533	532,580

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成22年８月１日 至　平成23年１月31日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△20,000	△20,000
長期借入れによる収入	500,000	370,000
長期借入金の返済による支出	△973,420	△1,431,920
株式の発行による収入	1,660	19,597
自己株式の処分による収入	15,500	12,000
配当金の支払額	△160,164	△229,930
リース債務の返済による支出	△417,809	△541,182
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,054,233	△1,821,434
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	205,679	777,884
現金及び現金同等物の期首残高	4,364,743	3,456,206
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	―	8,840
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,570,422	※ 4,242,931

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日）
(1) 連結の範囲の重要な変更 第１四半期連結会計期間より、セタ・インターナショナル㈱は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日）
（１株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用） 第１四半期連結会計期間より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 また、平成24年２月１日に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。 これに伴い前第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。 なお、これによる影響については[注記事項]（１株当たり情報）に記載しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日）
（税金費用の計算） 税金費用については、当第２四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前当期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日）
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 第１四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。 （法人税率の変更等による影響） 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年８月１日に開始する連結会計年度から平成26年８月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年８月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。 なお、当第２四半期連結会計期間を含む連結会計年度から税効果会計が影響を受けておりますが、この税率変更による影響は軽微であります。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期連結損益計算書関係）

前第２四半期連結累計期間 （自　平成22年８月１日 至　平成23年１月31日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日）
※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当　201,371千円 賞与引当金繰入額　38,024千円	※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当　231,404千円 賞与引当金繰入額　38,666千円

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前第２四半期連結累計期間 （自　平成22年８月１日 至　平成23年１月31日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日）
※１　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成23年１月31日現在） （千円） 現金及び預金勘定　2,870,930 取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）　1,699,492 現金及び現金同等物　4,570,422	※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成24年１月31日現在） （千円） 現金及び預金勘定　2,943,027 取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）　1,299,904 現金及び現金同等物　4,242,931
※２　株式の取得により、新たにサイトロック株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社株式取得のための支出との関係は次のとおりであります。 （千円） 流動資産　822,028 固定資産　39,541 のれん　111,052 流動負債　△62,622 株式の取得価額　910,000 現金及び現金同等物　△739,805 株式取得のための支出　170,194	―――――――――

（株主資本等関係）

Ⅰ 前第２四半期連結累計期間（自 平成22年８月１日 至 平成23年１月31日）

配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月25日定時株主総会	普通株式	163,728	1,000	平成22年７月31日	平成22年10月26日	利益剰余金

Ⅱ 当第２四半期連結累計期間（自 平成23年８月１日 至 平成24年１月31日）

１．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月27日定時株主総会	普通株式	230,990	1,400	平成23年７月31日	平成23年10月28日	利益剰余金

２．基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年３月６日取締役会	普通株式	132,380	800	平成24年１月31日	平成24年４月23日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第２四半期連結累計期間（自平成22年８月１日 至平成23年１月31日）及び当第２四半期連結累計期間（自平成23年８月１日 至平成24年１月31日）

当社グループは、総合ＩＴアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

当第２四半期連結会計期間末（平成24年１月31日）

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第２四半期連結会計期間末（平成24年１月31日）

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

当第２四半期連結会計期間末（平成24年１月31日）

当社グループは、デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当第２四半期連結会計期間（自 平成23年11月１日 至 平成24年１月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成22年８月１日 至　平成23年１月31日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成23年８月１日 至　平成24年１月31日）
(1)　１株当たり四半期純利益金額	13円40銭	20円00銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（千円）	439,354	660,757
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	439,354	660,757
普通株式の期中平均株式数（株）	32,780,964	33,031,993
(2)　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	13円18銭	19円47銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	541,715	897,432
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―――	第10回新株予約権　Ｃプラン （新株予約権194,000株）

（注）１．当社は、平成23年12月５日開催の取締役会決議に基づき、平成24年２月１日付で、普通株式１株につき200株に分割するとともに、１単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

２．前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（会計方針の変更）

第１四半期連結会計期間より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。

潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

また、平成24年２月１日に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前第２四半期連結累計期間の１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額は、以下のとおりであります。

１株当たり四半期純利益　　2,680円54銭

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益　　2,635円57銭

（重要な後発事象）

（株式分割及び単元株制度の採用）

平成23年12月５日開催の取締役会決議に基づき、平成24年２月１日付で、下記の通り株式分割及び単元株制度を導入しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用

株式を分割することにより、株式の流動性を向上させ、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式の分割を実施するとともに、１単元を100株とする単元株制度を採用することといたしました。

(2) 株式分割の方法

平成24年１月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、１株につき200株の割合をもって分割いたしました。

(3) 単元株制度の採用

１単元の株式の数を100株といたします。

(4) 株式分割により増加した株式数 普通株式　33,610,503株

(5) 株式分割後の発行済株式総数　普通株式　33,779,400株

(6) 株式分割後の発行可能株式総数 普通株式 109,000,000株

(7) １株当たり情報に及ぼす影響

当該影響については、（１株当たり情報）に記載しております。

２【その他】

平成24年３月６日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ)配当金の総額……132,380千円

(ロ)１株当たりの金額……800円00銭

(ハ)支払請求の効力発生日及び支払開始日……平成24年４月23日

（注）平成24年１月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年３月５日

株式会社ビットアイル
　取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芝田 雅也 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石井 宏明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成23年８月１日から平成24年７月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（平成23年11月１日から平成24年１月31日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成23年８月１日から平成24年１月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成24年１月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。